

お取引先様各位

2024年2月1日  
株式会社ハウスジーマン  
審査部

「現金取得者向け新築対象住宅証明書」発行業務終了のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社では、すまい給付金(住宅ローンを利用せず、新築住宅を取得する場合)の申請をする際の要件のひとつである「フラット35Sと同等の基準を満たす」ことを証明する書類として「現金取得者向け新築対象住宅証明書」の発行業務を行ってまいりましたが、すまい給付金制度の終了に伴い、下記のとおり本証明書の発行業務を終了させていただきます。

記

1. 新規申請の受付終了日  
2024年3月11日(月)のWEB申込受付完了分をもって、新規受付を終了します。
2. 発行業務の終了日  
2024年3月29日(金)をもって、発行業務を終了します。
3. 発行業務の終了日まで証明書の発行できない場合  
申請書類および設計図書等の不備の補正が完了せず証明書の発行ができない場合は、「現金取得者向け新築対象住宅判定基準不適合通知書」の発行をもって終了とします。  
この場合も、審査料の返還はいたしません。
4. 新規受付終了後に同様の証明が必要な場合  
新規受付終了後、耐震性等の基準を満たすことの証明が必要な場合は、設計住宅性能評価をご利用くださいますよう、お願いいたします。
5. 本件に関する問い合わせ先  
株式会社ハウスジーマン 審査部 審査室 TEL:03-5408-8496 (性能評価G)  
西日本審査室 TEL:092-433-2868

以上